

方法書に係る意見書の概要および事業者の見解

意見分類		意見の概要	事業者の見解(対応方針)
2.2対象事業の内容	対象事業実施区域の検討経緯	木尾町に決まることになった際の、候補地選定の相対比較項目による評価では、住居や施設(周辺諸施設)との距離が、たった300m~100mかどうかで評価されているのは何故か。発掘調査がされてなくてもA評価であり、軟弱地盤や土砂災害の観点でもA評価なのはなぜか。	新施設建設候補地選定にあたっては、学識経験者、地域住民代表者、公募委員などからなる候補地選定委員会で、審査基準の決定および候補地の評価を行っていただきました。 審査については、既存資料等により、候補地選定委員会で現地確認を踏まえて、審議を行いました。なお、評価基準などの詳細については、「湖北広域行政事務センター新施設候補地選定評価結果報告書(以下、「報告書」という。)」を参照ください。
2.2対象事業の内容	対象事業の概要	琵琶湖をかかえている滋賀県で一番環境に良好な施設となり、住民が安心、安全な生活、暮らしが保証されるよう、未来永劫地域に存在することの役割を肝に銘じて頂きたい。	新施設整備にあたっては、最新の技術を導入し、周辺はもとより地域全体の環境保全に十分配慮し、住民の安心・安全の確保ができるように、職員一丸となって取り組んでいきます。
2.2対象事業の内容	対象事業の概要	河川等では草野川・姉川・田川流域、山野では動植物・野菜・稲作等、自然界への配慮は当然、最先端の科学技術が取り入れられるよう期待している。	
2.2対象事業の内容	施設計画	大気汚染の影響は、煙突の高さによりほんの少しでも差があるのなら、長期間かかれば値も差が出てくるはずである。この土地で作った物を食べ、田畑仕事で外にいる時間が長く、この地で住んでいる者たちのことを考え、景観を優先するのではなく、人の命を優先して高い方にしていきたい。煙突のかさについても、人への影響を考え安全性を重視して考えて欲しい。	煙突高さは、計画段階環境配慮書での評価結果および同程度の規模の焼却施設における採用実績を踏まえ、59mで計画しています。 大気質の影響については、最新の排ガス処理設備の導入を行うとともに焼却炉の適切な焼却管理を行うことで大気質による人の健康への影響が生じることはないと考えています。 なお、煙突の目的は、排ガスを大気中に放出し、拡散の促進を図るものであるため、その効果を阻害してしまう「かさ」の設置は考えられません。
2.2対象事業の内容	施設計画	大路にある段差は、地震でできた断層と言われる見識者もいる。過去に大きな地震があり、被害に会った地域である。 災害時、施設が利用できなくなった場合にどうされるか、対策は検討されているのか。	方法書P.3-38に示した活断層位置図(出典:活断層データベース(産業技術総合研究所Webサイト))のとおり、調査区域には活断層が3箇所分布していますが、対象事業実施区域近傍には分布しておらず、最も近接する活断層も約2km以上離れています。 ごみ焼却施設は、耐久性を備え、災害時にも継続して処理を行うことができるよう、国の基準に基づいた設計とし、外部電源を失った場合でも稼働できるよう、非常用発電機の設置等を計画しています。
2.2対象事業の内容	対象事業の概要	し尿処理施設では、地下水を使われるそうだが、温泉施設も近くにあり、地盤沈下など、水不足も心配である。先に地盤沈下させると言われていたが、それはなぜか。	対象事業実施区域の地盤について、圧密沈下を促進させ地盤の安定を図るためです また、施設稼働時の給水方法は今後検討する予定ですが、地下水を揚水して使用する場合でも、その使用量は限定的と想定されることから、地下水位に与える影響はほとんどないと考えています。
2.2対象事業の内容	施設計画	火葬場の入口が坂の途中にあり雪道や凍結時にはとても危険だと思う。ごみ処理場の出入り口は、住民の安全を優先して、交通の安全な所に作っていただきたい。	斎場(火葬場)の出入口の位置については、道路構造令を充足しており、安全性は確保されていますが、令和2年度に更なる交通安全に係る工事を行います。 ごみ処理施設の出入口は、敷地の北側に計画しており、交通安全に十分配慮した計画とします。

意見分類		意見の概要	事業者の見解(対応方針)
4.環境影響評価を実施しようとする地域	調査地域	今回は、1.5kmが調査地域としている。新施設建設候補地選定評価結果報告書には、6km周囲には何らかの影響があると書かれていたが、この距離の違いはなぜか。	調査地域は、滋賀県環境影響評価技術指針の規定を踏まえ、方法書P.4-1に示した4つの要件の範囲を包含する範囲として、周辺約1.5kmの範囲を設定しており、調査地域は適切と考えています。 なお、報告書に「6km周囲に何らかの影響がある」等の記載はしていません。
4.環境影響評価を実施しようとする地域	調査地域	調査地域を旧浅井町内全域を調査時範囲に拡大し、再調査を検討する考えはないか。	
6.3.環境影響評価の対象とした環境要素	項目選定	ダイオキシンなどによる田畑の農作物への影響が心配であり、周辺での土壤汚染調査も実施して欲しい。評価項目に土壤汚染(ダイオキシン、水銀等)と水質について選定してほしい。	ごみ焼却施設では、最新の排ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことで、土壤に与える影響はほとんどないと考えています。 また、施設から発生する施設排水は施設内で処理するなどにより河川放流は行わず、生活排水についても公共下水道へ放流し、公共用水域への有害物質等の流出はないことから、公共用水域の水質に与える影響はほとんどないと考えています。 よって、土壤、水質を評価の対象としていません。
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	大気質	大気汚染について、約500m程の所に着地しやすいのなら、その地点の調査と、瓜生、田川方面にも調査地を追加していただきたい。なぜ調査をしないのか。	大気質の調査地点は、施設が稼働していない現状における調査地域の一般環境中の濃度分布を把握するため、対象事業実施区域周辺の4方を対象に、代表的4地点で調査します。この4地点で調査地域の濃度分布の状況を十分に把握できると考えています。 なお、影響予測については、調査地域全体を対象に平面的な濃度分布を予測し、ご指摘の地区における影響の予測結果も示していきます。
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	大気質	大気汚染について、24時間でも常に変化している環境なので、調査期間をもっと長くして欲しい。	大気質の調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省、平成18年)を踏まえ、年間の季節変動を把握するため四季を対象に調査するほか、各季節において、人の生活サイクルによる変動を把握するため1週間の連続測定を実施します。 この調査時期・期間で調査を行うことにより、調査地域における大気質の状況は十分に把握できると考えられます。
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	大気質	今回の調査も大切だが、施設が建った後、煙突から出る煙の量に加え、火葬場からの煙の量も含めてどうなるのかが知りたい。	今後の大気質に係る影響については、現地における気象条件等の調査結果を踏まえ、隣接する斎場の稼働による複合的な影響も考慮した詳細な予測・評価を行います。
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	動植物	動物は移動する。動植物の調査範囲が狭すぎると思う。天然記念動物もいる。何十年住んでいても、なかなか見かけない。アナグマやハクビシン、キツネ、タヌキ、トビ、カモシカ、コウノトリ、サンショウウオはいる。住民にも聞き取り調査されてはどうか。工事前には、コウノトリは田んぼに数十匹いたのが、工事後ほとんど見かけなくなった。既に環境は変わってしまっている。工事が始まるまでにすべきではなかったかと思う。特定指定区域の西池もあるので、もっと範囲を広げられてはどうか。	動物・植物の調査範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(建設省都市局都市計画課、平成11年)に示される一般的な調査範囲を考慮して、対象事業実施区域周辺200mの範囲を設定しました。 また、行動圏の広い猛禽類(鳥類)の調査範囲については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省自然環境局野生生物課、平成25年)を参考に、半径1kmの範囲で調査を行います。なお、ご意見における西池は対象事業実施区域より1.5km以上離れており、本事業の実施により、西池における動物・植物の生息・生育環境に与える影響はないと考えています。 調査の実施にあたっては、ご意見いただいた生物種の調査範囲における存在可能性にも留意し、適確な時期・方法等で調査を実施します。

意見分類		意見の概要	事業者の見解(対応方針)
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	文化財	施設の区域は、埋蔵文化財指定区域ではないとのことだが、周辺には古墳、登りがま、縄文時代の遺跡、城跡などがある。施設ができるまでに、発掘調査をするべきだったのではないか。このまま、杭をたくさん打ちこんで施設を作られたら、もしも遺構があれば壊されてしまう。これから何か出てくれば発掘すると言われていたが、盛り土されており、発掘調査はできないのではないか。	文化財保護法等に基づく手続きに従って、長浜市の関係部署と協議し、対象事業実施区域は指定区域外であり、発掘調査の必要はないとの回答がありました。 なお、今後の掘削工事等で、埋蔵文化財が出現した場合には、関係機関となる長浜市歴史遺産課と協議を行い、適切な調査および出土した文化財の記録保存を適切に行います。
6.5現況調査の実施計画および予測・評価の手法	文化財	城跡の山が重要文化財指定区域にもかかわらず、けずられている。周辺の文化財(登りがま、古墳、城跡など)は、守っていただけるのか。	本事業の対象事業実施区域は、従来は水田であった平地部であり、本事業の実施による周辺斜面の掘削等は行っておらず、今後についても行いません。
6.6評価手法	健康被害	各調査内容に水質、騒音、大気、汚染等で最大限、健康環境が維持できるよう工夫されたい。	今後実施する現況調査の結果および施設整備の計画を踏まえ、水質、騒音、大気汚染等の影響を予測・評価し、適切な環境保全措置を検討していきます。 なお、影響の予測・評価は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である環境基準と比較して行います。
6.6評価手法	健康被害	人への健康被害の調査もしてほしい。喘息、癌、アレルギー、花粉症、免疫不全、白血病、難病、膠原病など、統計をとって、施設が出てからかかったら、何らかの補償をしてほしい。	
7.その他	1.事後調査	土壌汚染について、施設ができる前と後の経過をずっと調べて、影響がないか追跡調査してほしい。もし、風評被害がでたら、お米や農作物の補償をしてほしい。	本施設の供用後においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「大気汚染防止法」に基づき、煙突排ガス中の大気汚染物質(ばいじん、硫酸化合物、塩化水素、窒素酸化物、水銀、ダイオキシン類)濃度の継続的な測定を行います。その他の環境影響評価に係る事業着手後の事後調査については、今後実施する調査、予測・評価の結果を踏まえ、滋賀県環境影響評価技術指針に基づき準備書段階で検討していきます。
7.その他	1.事後調査	動植物への影響調査は、施設が完成した後も定期的に調査していただきたい。	なお、本施設の整備にあたっては、環境に配慮した最新技術を導入するとともに、調査、予測・評価の結果を踏まえ、適切な環境保全措置の検討を行い、周辺環境への影響を防止していきます。合わせて、適切な情報公開を図り、風評被害等が生じることをないよう努めていきます。
7.その他	1.事後調査	振動、騒音、悪臭、車の交通量、排気ガスなどについても、施設ができてからどれだけ変わっていくのか、継続して調査していただきたい。	
7.その他	1.事後調査	施設建設完了後の環境調査の継続をお願いしたい。	

意見分類		意見の概要	事業者の見解(対応方針)
7.その他	1.事後調査	毎日わかるように、各所にモニタリングポストを設置し、基準値を超えたら警報が鳴るなど、住民にすぐわかる方法を考えて欲しい。	本施設には、計装設備として、煙突排ガスに係る公害防止監視装置(モニタリング装置)を設置する計画です。 なお、センター災害(事故)基本計画で、事故が発生・継続・収束・完了した場合の各段階において、情報公開や周辺住民も含めたマスコミ等への対応(広報)について定めており、情報の混乱防止に配慮しつつ、事故の状況・原因・対応について、早く、正しい情報を公開することを基本に対応していきます。
7.その他	1.調査結果の公表	今回の調査結果を周辺住民にわかりやすく必ず教えていただきたい。	現況調査および予測・評価等の結果は、今後作成する準備書においてとりまとめを行い、方法書と同様に公告・縦覧に供するとともに、住民説明会を開催し、分かりやすくご説明するよう努めていきます。 なお、情報提供においては、動植物保護の観点から重要種の確認場所等の情報を除き、できる限りの公開を行っていきます。
7.その他	1.調査結果の公表	今後、住民への説明、情報提供をありのまま、隠ぺいなきよう、受けとめていきたいので、どうか周知徹底をお願いしたい。	
7.その他	2.説明会・周知等	1.5km周辺を対象とした初めての住民説明会なのに、数10名しか参加がなかった。滋賀夕刊と広報でのお知らせでは住民に周知できないということだと思う。説明会後の意見提出期限も短すぎる。せめて周辺住民全員に周知できる方法を考えてほしい。住民から要望しないと出前講座はされないようだが、住民の理解を求めるのであれば、施設の方から住民が納得できるまで説明会を開いてもらうべきではないか。木尾町に決まるまでに、説明会をしてほしかった。	住民説明会開催の周知については、全戸に配布される長浜市および米原市の広報(令和2年1月1日号)に掲載しました。さらに、センター、長浜市および米原市のホームページへの掲載、報道機関への情報提供を行い、広く周知に努めましたが、今後の手続きにおける周知については、ご意見も踏まえ、周知方法の強化を検討していきます。 方法書に係る意見書の受付期間は、滋賀県環境影響評価条例等に基づいて縦覧期間1か月に2週間を加えた期間としました。なお、意見書の提出についても、方法書の縦覧開始前の令和元年12月1日号の広報に掲載し、予め周知を行いました。